

副 本

平成30年(行ウ)第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原 告 佐藤博文

被 告 国(処分行政庁 防衛大臣)

第 6 準 備 書 面

令和元年9月4日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人 五味亮一

吉澤淳

居城美佐子

竹内優介

櫻井孝典

堀内初栄

真木伸康

梅勝卓

毎隈純

池田友和

町田一仁

濱本正美

杉崎健二

佐々木眞秀路

山本裕一

瀬戸隆宏

佐々木香保里

大谷昌孝

高野俊信

被告は、本準備書面において、原告の2019年7月12日付け求釈明書における求釈明（以下、同求釈明書の(1)ないし(4)の求釈明事項を「求釈明事項(1)」などと表記する。）に対し、必要と認める範囲で回答する。

1 求釈明事項(1)及び求釈明事項(3)について

(1) 求釈明の内容

北部方面隊所属の自衛官の異動に際し、異動する自衛官の氏名、所属、駐屯地、職種、階級、年齢などについて、国民に明らかにされているか。

一定の幹部以上について明らかにされている場合には、その幹部の範囲、開示している内容及び開示の方法について明らかにされたい。

(2) 回答

北部方面隊所属の自衛官にとどまらず、およそ自衛官の異動については、1佐以上（1佐職の2佐を含む。）の異動先、現所属、階級及び氏名を、それぞれの異動日に防衛省のホームページに掲載する方法によって公表している（乙第10号証は、防衛省のホームページで公表された平成31年3月23日付けの人事異動の発令である。）。

2 求釈明事項(2)及び求釈明事項(3)について

(1) 求釈明の内容

北部方面隊所属の自衛官の異動は、北部方面隊の組織内（自衛官同士）では明らかにされているのか。

一定の幹部以上について明らかにされている場合には、その幹部の範囲、開示している内容及び開示の方法について明らかにされたい。

(2) 回答

北部方面隊では、幹部自衛官（3尉以上の階級にある自衛官をいう。）の異動について、異動先、現所属、階級及び氏名を全部隊の人事担当者に周知している。また、准曹士自衛官（准尉以下の階級にある自衛官をいう。）の異動に

については、異動対象部隊間で異動先、現所属、階級及び氏名を人事担当者に周知している。

各部隊の人事担当者から隊員に対する周知は、各部隊の実情に応じて、適宜の方法（人事発令の部隊内での回覧、転出入行事での紹介、朝礼時における部隊長等の口頭による周知等）によって行われている。

3 求釈明事項(4)について

(1) 求釈明の内容

自衛官の異動に関する情報の公開又は非公開に関する基準が、上記1(2)及び2(2)のようになっている理由を明らかにされたい。

(2) 回答

自衛官の異動に関する情報の公開に関する法令上の規定及び内規は存在せず、慣例上、上記1(2)のとおり公表している。自衛官の異動に関する部隊内における周知についても基準は存在せず、慣例上、上記2(2)のとおり周知している。

以上